

岩手県告示第50号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和8年1月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

1(1) 処分をした年月日 令和8年1月7日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 花北設備工業株式会社

イ 主たる営業所の所在地 花巻市本館二丁目21番地5

ウ 代表者の氏名 小原孝雄

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－2）第3884号

(3) 処分の内容 消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和7年12月16日付けで消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

2(1) 処分をした年月日 令和7年12月5日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社出町土木

イ 主たる営業所の所在地 九戸郡九戸村大字荒谷第14地割69番1

ウ 代表者の氏名 下館康見

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－4）第5920号

(3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和7年11月28日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

3(1) 処分をした年月日 令和7年12月25日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 西館工務店

イ 主たる営業所の所在地 二戸郡一戸町中山字大塚43番地8

ウ 代表者の氏名 西館昭夫

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－4）第6761号

(3) 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和7年12月16日付けで大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

4(1) 処分をした年月日 令和7年12月12日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社宮崎電機

イ 主たる営業所の所在地 岩手郡岩手町大字沼宮内第9地割27番地

ウ 代表者の氏名 宮崎詠司

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－6）第20398号

(3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和7年12月12日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。